

東京都造林補助事業実施要綱

令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第1201号

一部改正 令和 5 年 4 月 1 日付 5 産労農森第40号

一部改正 令和 6 年 6 月 1 日付 6 産労農森第65号

(目的)

第1 森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。特に、間伐は、健全な森林の造成に不可欠な施業である一方、木材価格の低迷、生産費の上昇等のために、間伐材が搬出されず十分に利用されているとはいえず、利用を促進することで、間伐を促進し、森林資源の有効利用を進め、森林の持続的経営の実現に資するものである。

また、多摩産材の住宅利用への並材の安定的な供給とともに、住宅の構造材（柱、梁等）、内装材、建具、家具材などの目に見える部分に利用される高品質な木材の供給が必要である。このため、きめ細やかな保育管理による高品質な木材を生産し、将来とも一定量の高品質な木材の供給と高度な林業技術の継承とを目指す。

(事業内容)

第2 第1の目的を達成するために、次の事業を実施するものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業

別表1のとおり

(2) 特定機能回復事業

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国の要領」という。）第1の2により、次の区分により実施するものとする。

ア 森林緊急造成

別表2-1のとおり

イ 被害森林整備

別表2-2のとおり

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

別表2-3のとおり

エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

別表 2-4 のとおり

オ 保全松林緊急保護整備

別表 2-5 のとおり

(3) 一般造林事業

別表 3 のとおり

(4) 高品質木材のための保育管理事業

別表 4 のとおり

(5) 間伐材搬出事業

別表 5 のとおり

(6) 森林作業道整備促進事業

別表 6 のとおり

（実施対象）

第 3 第 2 の実施対象は、東京都知事（以下「知事」という。）が定める森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条に規定する地域森林計画対象森林（以下「対象森林」という。）とする。
また、対象森林と隣接し、一体的に整備される森林法第 2 条に規定する森林とする。

（事業主体）

第 4 第 2 の事業を実施する主体（以下「事業主体」という。）は、別表 7 のとおりとする。
2 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下、同じ）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

（助成）

第 5 東京都知事は、本事業の実施のために必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

（助言・指導）

第 6 知事は、地域の実情に応じた適正かつ円滑な事業推進を図るため、本事業実施に当たり技術的な助言・指導を行うものとする。

（その他）

第 7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 間伐材利用促進出荷事業実施要綱（平成 3 年 11 月 7 日付 3 労経農林第 792 号）は、廃止する。
- 2 高品質木材のための保育管理事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付 28 産労農森第 1091 号）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 及び第 4 の規定は、令和 6 年度に実施した事業より適用することとする。

別表 1

実施内容 (1) 森林環境保全直接支援事業

事業区分	項目	内容	事業規模
(1) 森林環境保全直接支援事業	ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地植え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。	1 施行地の面積が0.1ha以上
	イ 樹下植栽等	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。	
	(ア)	優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地植え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。	
	(イ)	天然更新による森林の育成を目的として行う地植え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。	
	ウ 下刈り	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。 なお、令和4年度以降に植栽した箇所の場合は、3回目までの雑草木の除去とする。	
	エ 雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）。)	
	オ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。	
	カ 枝打ち	次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する枝葉の除去。	
	(ア)	6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去。	
	(イ)	12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。	
	(イ)	18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。	
	キ 除伐	下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。	
	ク 保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。	
	ケ 間伐	12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。 なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100㎡を上限とする。	(これに加えて、ケ 間伐及びコ 更新伐については、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号、以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画に基づいて行う場合は、東京都造林補助事業費補助金交付要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1202号、以下「交付要綱」という。）第4に定める補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10㎡以上であること。)
	コ 更新伐	18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。 なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100㎡（森林病虫害等防除法第2条第1項の各号に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあっては200㎡）を上限とする。	
	サ 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。	
	(ア) 鳥獣害防止施設等整備		
	a 施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。	
	b 施設改良	既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。	
	(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。	
	(イ) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。	
	(イ) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。	
	シ 森林作業道整備	「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付22林整第656号林野庁長官通知）に基づき作成した東京都森林作業道作設指針（平成23年4月1日付22産労農林第814号）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。	
	(ア)	ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。	
	(イ)	事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの	

別表 2-1

事業内容（(2) 特定機能回復事業、ア 森林緊急造成）

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。

事業区分	項目	内容	事業規模
(2) 特定機能回復事業 ア 森林緊急造成	(ア) 人工造林	別表 1 のアに準ずる。	ア～カについては、1 施行地の面積が 0.1 ha 以上（なお、区市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林において行う事業については、交付要綱第 6 に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上とする。）
	(イ) 樹下植栽等	別表 1 のイに準ずる。	
	a		
	b		
	(ウ) 下刈り	別表 1 のウに準ずる。	
	(エ) 雪起こし	別表 1 のエに準ずる。	
	(オ) 倒木起こし	別表 1 のオに準ずる。	
	(カ) 除伐	別表 1 のキに準ずる。	
	(キ) 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、(ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。	
	a 鳥獣害防止施設等整備		
	(a) 施設等整備	別表 1 のサの(ア)の a に準ずる。	
	(b) 施設改良	別表 1 のサの(ア)の b に準ずる。	
	b 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表 1 のサの(イ)に準ずる。	
c 林床保全整備	別表 1 のサの(ウ)に準ずる。		
d 荒廃竹林整備	別表 1 のサの(エ)に準ずる。（ただし、別表 1-1 のサの(エ)において、「ア～コ」とあるのは「(ア)～(カ)」と読み替える。）		
(ク) 森林作業道整備	別表 1 のシに準ずる。（ただし、別表 1 のシの(ア)において、「ア～コ」とあるのは「(ア)～(カ)」と読み替える。）		

別表 2-2

事業内容（② 特定機能回復事業、イ 被害森林整備）
気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

事業区分	項目	内容	事業規模	
(2) 特定機能回復事業 イ 被害森林整備	(7) 人工造林	別表 1 のアに準ずる。	1 施行地の面積が 0.1 ha以上	
	(4) 樹下植栽等	別表 1 のイに準ずる。		
				a
				b
	(9) 下刈り	別表 1 のウに準ずる。		
	(x) 雪起こし	別表 1 のエに準ずる。		
	(o) 倒木起こし	別表 1 のオに準ずる。		
	(h) 枝打ち	別表 1 のカの(9)に準ずる。		
	(k) 除伐	別表 1 のキに準ずる。		
	(7) 保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木を含む。）。		
	(7) 更新伐	別表 1 のクに準ずる。		
	(c) 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、(7)～(9)のいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。		
	a 鳥獣害防止施設等整備	(a) 施設等整備	別表 1 のサの(7)の a に準ずる。	
			(b) 施設改良	別表 1 のサの(7)の b に準ずる。
		b 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表 1 のサの(4)に準ずる。	
		c 林床保全整備	別表 1 のサの(9)に準ずる。	
		d 荒廃竹林整備	別表 1 のサの(x)に準ずる。（ただし、別表 1-1 のサの(x)において、「ア～コ」とあるのは「(7)～(9)」と読み替える。）	
		(9) 森林作業道整備	別表 1 のシに準ずる。（ただし、別表 1 のシの(7)において、「ア～コ」とあるのは「(7)～(9)」と読み替える。）	
	(9) 森林保全再生整備	a 鳥獣害防止施設の整備等	野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の2に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条第2項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。	
			次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの。	
			(a)	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（バッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）
			(b)	既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）
			b 鳥獣の誘引捕獲	誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）。

別表 2-3

事業内容 ((2) 特定機能回復事業、ウ 重要インフラ施設周辺森林整備)

鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。

事業区分	項目	内容	事業規模	
(2) 特定機能回復事業 ウ 重要インフラ施設周辺整備	(ア) 人工造林	別表 1 のアに準ずる。	1 施行地の面積が 0.1 ha以上	
	(イ) 樹下植栽等	別表 1 のイに準ずる。		
				a
				b
	(ウ) 下刈り	別表 1 のウに準ずる。		
	(エ) 雪起こし	別表 1 のエに準ずる。		
	(オ) 倒木起こし	別表 1 のオに準ずる。		
	(カ) 枝打ち	別表 1 のカの(ウ)に準ずる。		
	(キ) 除伐	別表 1 のキに準ずる。		
	(ク) 保育間伐	別表 2-2 の(ク)に準ずる。		
	(ケ) 更新伐	別表 1 のクに準ずる。		
	(コ) 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。		
	a 鳥獣害防止施設等整備	別表 1 のサの(ア)の a に準ずる。		
				(a) 施設等整備
				(b) 施設改良
	b 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表 1 のサの(イ)に準ずる。		
	c 林床保全整備	別表 1 のサの(ウ)に準ずる。		
d 荒廃竹林整備	別表 1 のサの(エ)に準ずる。(ただし、別表 1-1 のサの(エ)において、「ア～コ」とあるのは「(ア)～(ケ)」と読み替える。)			
(サ) 森林作業道整備	別表 1 のシに準ずる。(ただし、別表 1 のシの(ア)において、「ア～コ」とあるのは「(ア)～(ケ)」と読み替える。)			

別表 2-4

事業内容（(2) 特定機能回復事業、エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林））

林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。

事業区分	項目	内容	事業規模
(2) 特定機能回復事業 エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）	(ア) 一貫作業	標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地寄せ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m ³ を上限とする。	1 施行地の面積が0.1ha以上
	(イ) 下刈り	別表1-1のウに準ずる。	
	(ウ) 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、(ア)又は(イ)の施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。	
	a 鳥獣害防止施設等整備		
	(a) 施設等整備	別表1-1のサの(ア)のaに準ずる。	
	(b) 施設改良	別表1-1のサの(ア)のbに準ずる。	
	b 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表1-1のサの(イ)に準ずる。	
	c 林床保全整備	別表1-1のサの(ウ)に準ずる。	
	(サ) 森林作業道整備	別表1のシに準ずる。（ただし、別表1のシの(ア)において、「ア～コ」とあるのは「(ア)～(イ)」と読み替える。）	

別表 2-5

事業内容 ((2) 特定機能回復事業、オ 保全松林緊急保護整備)

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

ア事業区分

事業区分	項目	内容	事業規模	
(2) 特定機能回復事業 オ 保全松林緊急保護整備	(ア) 人工造林	別表 1 のアに準ずる。	1 施行地の面積が 0.1 ha以上	
	(イ) 樹下植栽等	別表 1 のイに準ずる。		
				a
				b
	(ウ) 下刈り	別表 1 のウに準ずる。		
	(エ) 雪起こし	別表 1 のエに準ずる。		
	(オ) 倒木起こし	別表 1 のオに準ずる。		
	(カ) 除伐	別表 1 のキに準ずる。		
	(キ) 保育間伐	別表 1 のクに準ずる。		
	(ク) 衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。		
	(ケ) 更新伐	別表 1 のクに準ずる。		
	(コ) 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。		
		a	鳥獣害防止施設等整備	
		(a) 施設等整備	別表 1 のサの(ア)の a に準ずる。	
			(b) 施設改良	別表 1 のサの(ア)の b に準ずる。
b		荒廃竹林整備	別表 1 のサの(エ)に準ずる。（ただし、別表 1-1のサの(エ)において、「ア～コ」とあるのは「(ア)～(ケ)」と読み替える。）	
(サ) 森林作業道整備	別表 2-1 のアの(ク)に準ずる。（ただし、別表 2-1 のアの(ク)において、「(ア)～(カ)」とあるのは「(ア)～(ケ)」と読み替える。）			

別表 3

実施内容 (3) 一般造林事業)

事業区分	項目	内容	事業規模
(3) 一般造林事業	ア 人工造林	(ア) (イ) は別表 1 のアに準ずる。 (ウ) は島しょ地域のみで実施する、有用広葉樹の優良な人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去、不良木の淘汰とする。	1 施行地の面積が 0.05ha 以上（ただし、アの(ウ)については、市町村森林整備計画に定められた方法により有用広葉樹森林の更新を目的とする有用広葉樹造林のうち、知事が認めたものは除く。また、ケ 間伐及びコ 更新伐については、間伐等特措法第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行う場合は、交付要綱第 4 に定める補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1ha 当たり 10㎡以上であること。）
	(ア) 再造林		
	(イ) 拡大造林		
	(ウ) 有用広葉樹造林		
	イ 樹下植栽等	別表 1 のイに準ずる。	
	(ア)		
	(イ)		
	ウ 下刈り	植栽により更新した 2 齢級以下（複層林においては下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。	
	エ 雪起こし	別表 1 のエに準ずる。	
	オ 倒木起こし	別表 1 のオに準ずる。	
	カ 枝打ち	別表 1 のカに準ずる。	
	(ア)		
	(イ)		
	(ウ)		
	キ 除伐	別表 1 のキに準ずる。	
	ク 保育間伐	別表 1 のクに準ずる。	
	ケ 間伐	市町村森林整備計画に定められる標準伐期に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出間伐の場合は搬出集積とする。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100㎡を上限とする。	
	(ア) 切捨間伐		
	(イ) 搬出間伐		
	コ 更新伐	別表 1 のコに準ずる。	
サ 付帯施設等整備	次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。		
(ア) 鳥獣害防止施設等整備			
a 施設等整備	別表 1 のサの(ア)の a に準ずる。		
b 施設改良	別表 1 のサの(ア)の b に準ずる。		
(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表 1 のサの(イ)に準ずる。		
(ウ) 林床保全整備	別表 1 のサの(ウ)に準ずる。		
(エ) 荒廃竹林整備	別表 1 のサの(エ)に準ずる。		
シ 森林作業道整備	別表 2-1 のアの(ウ)に準ずる。（ただし、別表 2-1 のアの(ウ)において、「(ア)～(ハ)」とあるのは「(ア)～(ロ)」と読み替える。）		
(ア)			
(イ)			

別表 4

事業内容（(4) 高品質木材のための保育管理事業）

事業区分	項目	内容	事業規模		
(4) 高品質木材のための 保育管理 事業	ア 新植		1 施行地の面積が 0.05ha以上		
	(ア) 人工造林	別表 1 のアに準ずる。			
				a 再造林	
				b 拡大造林	
	イ 間伐以外の保育				
	(ア) 下刈り	別表 1 のウに準ずる。			
	(イ) 雪起こし	別表 1 のエに準ずる。			
	(ウ) 倒木起こし	別表 1 のオに準ずる。			
	(エ) 枝打ち	次の a ～ b のいずれかに該当するものとする。ただし、a については、交付要綱第 3 の 1 の全体計画の初年度の林齢が 9 齢級以下であれば、10箇年度中に 9 齢級を超えても実施できるものとする。 なお、高さの上限は設けないものとし、枝打ち実施後 5 年を経過しなくとも次回の枝打ちを実施できるものとする。			
		a			9 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去
		b			間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
	(オ) 除伐	下刈りが終了した 5 齢級以下の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。 なお、除伐実施後 5 年を経過しなくとも次回の除伐を実施できるものとする。			
	(カ) 付帯施設等整備	ア、イの (ア) から (オ)、ウのいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等			
	a 鳥獣害防止施設等整備 b 林内作業場及び林内かん水施設整備 c 林床保全整備 d 荒廃竹林整備				
	(キ) 森林作業道整備	継続的に使用され、かつ、東京都森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日付 22 産労農林第 814 号）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良であって、1、2 の(1)から(7)まで、3 のいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、交付要綱第 3 の 1 に規定する事業計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの。			
ウ 間伐		1 施行地の面積が 0.05ha 以上			
(ア) 間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。 なお、間伐率は10%以上とし、間伐実施後 5 年を経過しなくとも次回の間伐を実施できるものとする。また、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100㎡を上限とする。				

別表 5

事業内容 ((5) 間伐材搬出事業)

事業区分	内容	対象経費の区分
(5) 間伐材搬出事業	間伐材の有効利用を促進するために行う。間伐を実施した箇所において、間伐材の原木市場、木材加工施設又はその他間伐材利用施設（以下「市場等」という。）までの集材及び運材とする。	ア 間伐材の木寄せ、集材に要する経費 イ 間伐材の運搬に要する経費

別表 6

事業内容（(6) 森林作業道整備促進事業）

事業区分	内容	対象経費の区分
(6) 森林作業道整備促進事業	森林作業道整備において、別表 1 のシに該当せず、搬出間伐等の計画により森林整備の効率化及び森林経営の効率化に資すると認められる木製構造物等の施設整備とする。 なお、本事業の施設整備については、必要最低限の内容及び規模とする。	アイウ 測量設計積算委託費 現場監督費 工事費

別表7 事業主体

		区市町村	森林所有者	森林組合等 ※ 1	森林整備法人等 ※ 2	特定非営利活動法人 ※ 3	森林所有者の団体 ※ 4	森林経営計画策定者 ※ 5 ※16	特定間伐等の事業主体 ※ 6	民間事業者 ※ 7	素材生産業者	木製材業者	
(1)	森林環境保全直接支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(2)	特定機能回復事業	ア	森林緊急造成	○ ※ 9	○	○	○	○	○	○			○
		イ	被害森林整備	○ ※11	○ ※12	○	○	○	○	○			○
	ウ	重要インフラ施設周辺森林整備	○ ※14	○	○	○	○	○	○	○			○
	エ	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	○ ※11	○	○	○	○	○	○	○			○
	オ	保全松林緊急保護整備	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	(3)	一般造林事業	○	○	○	○	○	○	○	○			○
(4)	高品質木材のための保育管理事業 ※ 8	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(5)	間伐材搬出事業	○	○	○	○	○	○				○	○	
(6)	森林作業道整備促進事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※1 森林組合等とは、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。

※2 森林整備法人等とは、森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。

※3 特定非営利活動法人とは、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。

※4 森林所有者の団体とは、森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。

※5 森林経営計画策定者とは、森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者をいう。

※6 特定間伐等の事業主体とは、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者をいう。

※7 民間事業者とは、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者をいう。

※8 多摩地域のスギ、ヒノキ等人工造林地での保育管理の補助金交付の実績若しくは地方公共団体又は森林整備を行う公益財団法人等からの受託の実績のある者に限る。

※9 事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分取林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。

※10 自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

※11 自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

※12 地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

※14 自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

※15 自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

※16 当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。